

マレーシアにおける意匠出願制度

概要

創英国際特許法律事務所

野村信三郎
(弁理士)



野村氏は、創英国際特許法律事務所にて、国内外における意匠権の権利化業務を中心に、意匠権調査、侵害鑑定等に従事し、デザイン保護のための専門的サービスを行っている。過去には、マレーシアを訪れて、模倣品被害の実態調査並びにマレーシア特許庁および現地特許事務所を訪問してマレーシア意匠実務の調査を行った経験がある。

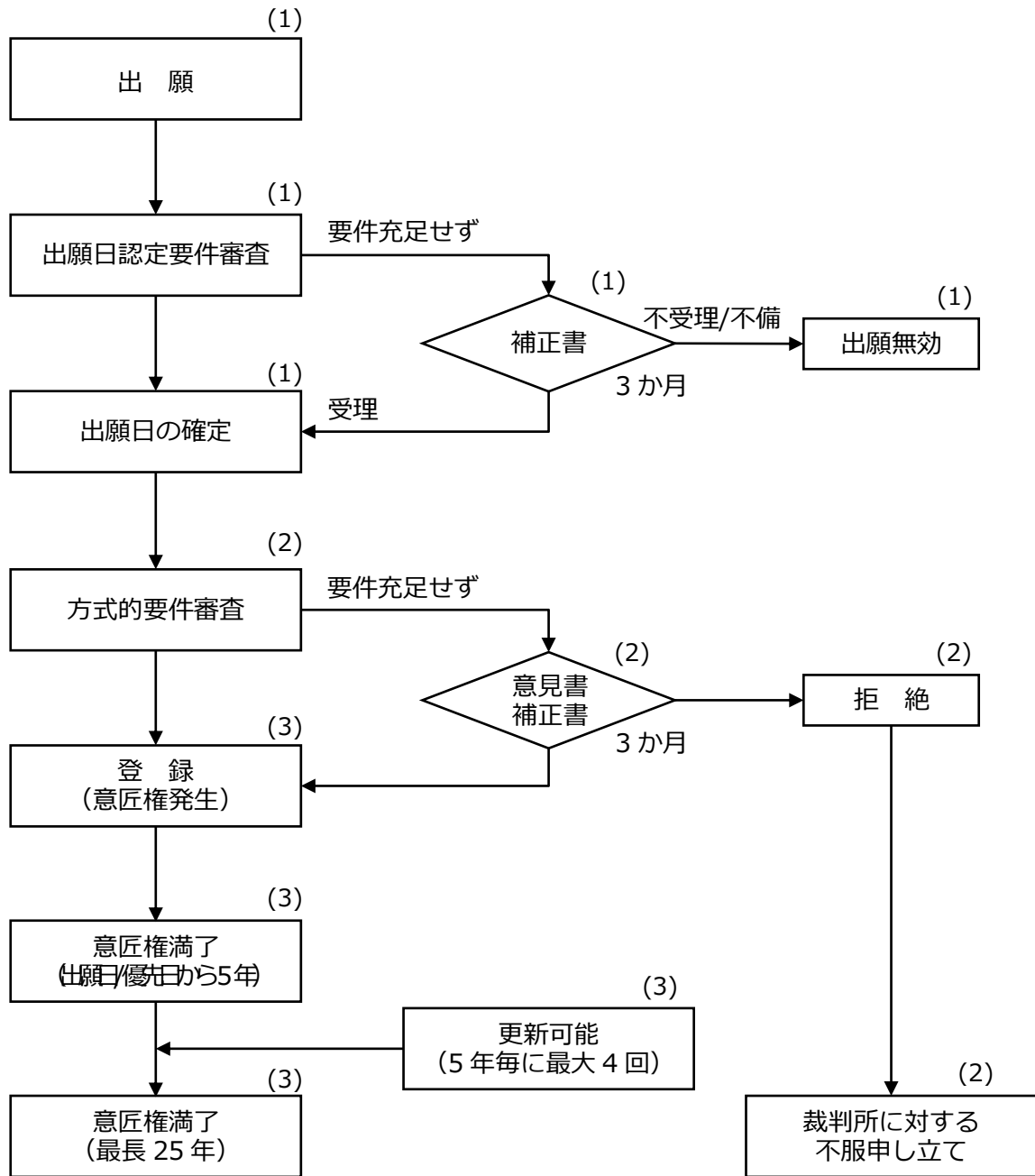
■ 意匠出願手続の流れ

マレーシアにおける意匠出願手続に関するフローチャートを次ページに示す。フローチャート中におけるカッコ付き数字は下記に記載の項目番号に対応する。

■ 詳細

(1) 出願および出願日認定要件審査

- ・パリ条約による優先権主張に基づくマレーシア出願が可能である。第1国出願から6か月以内に行わなければならない。この場合、優先日（第1国出願日）が出願日になる（法17条(1)）。
- ・意匠が新規性を喪失した場合であっても、意匠が公式または公認の博覧会に展示された場合、または意匠が出願人以外の者による不法行為の結果開示された場合に、新規性喪失から6か月以内に出願を行うことで、新規性喪失の例外の適用が認められる（法12条(3)）。しかしながら、新規性喪失の例外が認められる公知行為は限定的であることから、実務的には、マレーシアでの登録を想定した意匠についてはそもそも新規性を喪失しないことが望まれる。
- ・意匠登録出願について出願書類や図面の所定の要件が満たされ、所定の手数料が納付されると、当該出願が受理され、出願日が認定される（法16条、規則18）。この出願日認定要件を満たさない場合は、審査官から通知が出され、応答期限が通知後3か月とされる。補正がされなかった場合、または補正後も要件を具備しない場合は、出願はされなかったものと擬制される（規則18(2)）。



(2) 方式的要件審査

- ・出願日が付与された意匠登録出願は、願書記載事項（規則 3～11）、新規性の陳述（規則 12）などの方式的要件を満たすか否かについて審査される（法 21 条（5）、規則 19）。
- ・上記要件に加えて、法上の意匠であること（法 3 条(1)）、公序良俗に反しないこと（法 13 条）、新規性を有すること（法 21 条）も審査される。
- ・要件不備の場合にはオフィスアクションが出され、応答期限は通知後 3 か月とされる（規則 19）。意見後または補正後も要件を具備しない場合、出願は拒絶される。審査官の決定または命令に不服のある場合は、裁判所に上訴できる（法 46 条）。

(2-1) 法上の意匠

- ・マレーシア意匠法の保護対象となる「意匠」は、「意匠とは、工業的方法または手段により物品に適用される形状、輪郭、模様または装飾の特徴であって、完成した物品において視覚に訴え、視覚によって判断されるものをいう。」と定義されている（法 3 条(1)）。意匠の定義に「色彩」は含まれていないが、色彩を含めた図面は受け入れられる。GUI（Graphical User Interface）意匠は、完成した物品における部分としての登録であれば認められる。
- ・マレーシア意匠法は、「物品の形状若しくは輪郭の特徴であって、当該物品が果たすべき機能によってのみ決定付けられる意匠」を保護対象から除外している（法 3 条(1)(a)(b)(i)）。純粋に機能的形状のみからなる意匠は、保護対象ではない。しかし、「物品が果たすべき機能によってのみ決定付けられる意匠」の指し示す内容は明確ではなく、争点になっている（F&N DAIRIES (MALAYSIA) SDN BHD V TROPICANA PRODUCTS, INC [2013] 1 LNS 380）。
- ・マレーシア意匠法は、「意匠の創作者が、当該物品がその不可分の一部を構成することを意図している他の物品の外観に依存する意匠」を保護対象から除外している（法 3 条(1)(a)(b)(ii)）。この規定は、いわゆる Must Match 意匠を排除する規定である。マレーシア意匠法は、Must Match 意匠の登録を認めない旧英国登録意匠法の影響を受けていることから、この規定が設けられている。そ

のため、ある部品がより大きな物品の不可分の一部になる場合は、その部品の意匠登録は認められない。典型的には、自動車のドアパネルのようなスペアパーツが当てはまる。

(2-2) 新規性審査

- ・マレーシア特許庁によれば、最初の 6 か月程度で方式的要件を満たすか否かなどの審査が行われ、続く 2~3 か月程度で新規性審査が行われる。
- ・法上、出願意匠が新規性を有していないとされるのは、
 - ①優先日前に、
 - ②出願意匠が、または、関係する取引において一般的に使用される重要でない細部若しくは特徴においてのみ出願意匠と異なる意匠が、
 - ③マレーシア国内または国外において公衆に開示されていた場合(12 条(2)(a))、または、他の出願人によりなされたマレーシアでの出願であって、より早い優先日を有する他の意匠登録出願の内容であった場合において、その内容が当該他の出願に基づき付与された登録に含まれていた場合(12 条(2)(b))

に該当するときである。端的に述べると、出願意匠が公知意匠と同一または類似（本稿では「2つの近似する意匠が『関係する取引において一般的に使用される重要でない細部若しくは特徴においてのみ異なる』場合」を指す）でなければ、出願意匠は新規性を有する(12 条(2)(a))。また、先願優位の原則から、先願意匠と類似する後願意匠は新規性がない (12 条(2)(b))。なお、同日出願に関する規定はない。

(3) 登録

- ・方式的要件審査を満たしたものは、登録され、公報に掲載される（法 22 条）。出願時に公告費用を支払うため、新たに費用を支払うことなく登録される。
- ・意匠登録されると、出願日または優先日から効力が生じたものとみなされる（法 25 条(1)）。存続期間は出願日または優先日から 5 年であり、5 年間の期間を 4

期にわたって更新可能である。よって、最大存続期間は出願日または優先日から25年である（法25条(2)）。

(4) 特殊な制度など

・部分意匠

条文上規定はないが、実務上、部分意匠の登録を認めている。

・多意匠一出願（法15条）

出願する意匠が、意匠国際分類の同一クラス（ロカルノ分類の大分類）に属するか、または同一の組物若しくは同一の物品構成に係る場合に限り、複数の意匠を一出願に含めることができる（法15条）。一出願に含まれる意匠の数に上限はない。

・類似意匠制度（法23条）

先願優位の原則の例外規定である。端的に述べると、意匠権者が同一であれば、先願登録意匠に類似する後願意匠を登録できる。先願登録意匠が存続する限り、先願登録意匠が公知であっても、後願意匠は先願登録意匠の類似意匠としていつでも出願可能である。この場合、後願登録意匠は、先願登録意匠の存続期間を超えない（法23条(2)）とされ、後願登録意匠は先願登録意匠の権利抹消と同時に消滅する。

・公告図面

公告される図面を出願時に指定する必要があるが、公告費用を出願時に支払わなければならない。所定の公告費用を払った図面のみが登録証に掲載される。公告費用を払っていない図面は、包袋にのみ記録される。登録証に掲載された図面のみによって権利範囲が画されるという見解が有力である。また、1図あたりの公告費用は200RMであり、図面数が多ければ公告費用も高額になる。よって、どの図面を公告すべきか、出願時に費用も踏まえた上で検討する必要がある。なお、図面に関する規定はサイズに関するもののみである（法14(1)(b)、規則10）。図面の数に関する規定はなく、提出が必須の図面も無い。

■留意点

多意匠一出願制度が存在し、明文の規定はないが、部分意匠が認められる。公告
図面によって権利範囲が決定づけられる可能性があるため、注意が必要である。

■ソース

マレーシア意匠法

マレーシア意匠規則

(編集協力：日本国際知的財産保護協会)